

ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

県内で死亡災害が発生

▶令和5年の登米・栗原における労働災害(休業4日以上)による被災者数は、全産業で5人です。▶この被災者数は、令和4年の13人を8人下回る61.5%の減少です。▶一方、**県内では、労働災害で2人の尊い命が1月に失われています。**

表1 労働災害発生状況(令和5年1月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
休業4日以上	13	5	204	111
死亡				2

▶県内の死亡災害のうち1件は、勤務終了後、事業場敷地内の構内道路を駐車場に向かって歩いていたところ、交差点を横断中に左折してきた**ダンプトラックに轢かれて発生**しています(その他の建築工事業)。▶もう1件は、ダンプトラックでの運搬作業中、ダンプトラックを降車後に**逸走したダンプトラックに轢かれて発生**しています(その他の卸売業)。▶これらは、いずれも車両系荷役運搬機械等に関連する災害です。▶労働安全衛生規則では、車両系荷役運搬機械等を用いる作業について、作業に係る場所の広さ・地形、車両の種類・能力、荷の種類・形状などに適切に応じた**作業計画**(運行経路、作業方法を含む)を定め、関係労働者に周知するとともに、作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づく作業指揮を行わせることを定めています(労働安全衛生規則第151条の3~同規則第151条の4)。▶また、車両の運転者が**運転位置から離れる際**には、①荷役装置(例:フォークリフトのフォーク)を最も低い位置に置く、②エンジンを止め、ブレーキを確実に掛けるなど**逸走防止の措置**を講ずることを定めています(労働安全衛生規則第151条の11)。

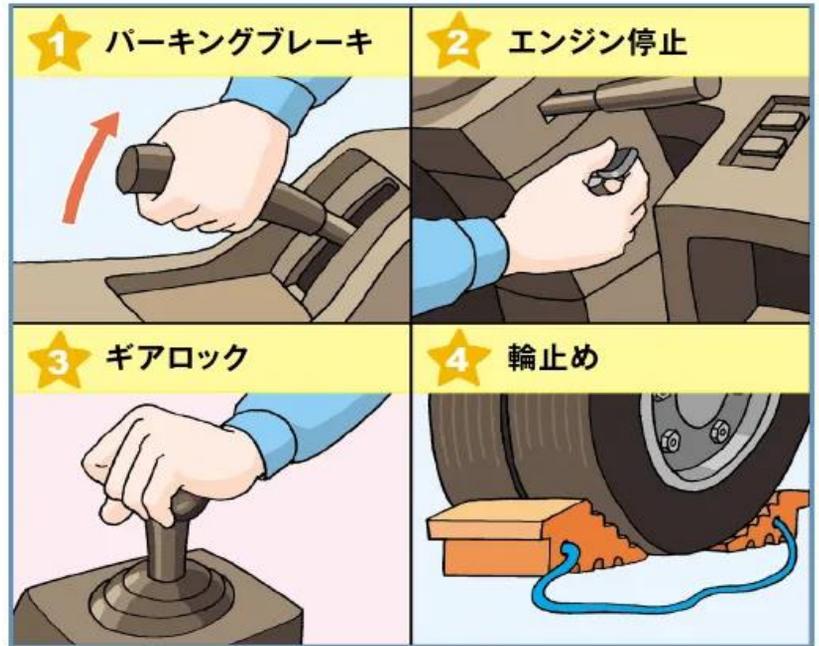
表2 労働災害発生状況(1月~12月)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業4日以上	180	271	2,910	4,745
死亡	1	4	14	15

▶令和4年の登米・栗原における労働災害(速報値)は、271人と令和3年の180人に対し91人(+50.6%)増加しています。▶この増加の背景として、**災害の潜在性がある職場が増えている**とみることができ、**トラックは、多くの事業場で使用**されています。▶これらを勘案しますと、上記の**死亡災害と同様の態様による災害の発生が懸念**されます。
【→2面へつづく】

4点セットを確実に実施

▶1面の逸走による事故に関し、陸上貨物運送事業では、無人暴走による事故の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことが原因とされています。▶については、特に陸上貨物運送事業で行われている【**ドライバーが降車する場合、平坦な場所にトラックを駐車させるようにする**】とともに【**パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め**】の逸走防止措置の**4点セット**を確実に行ってから車を離れていただきますよう、お願いいたします。



▶さらに、①トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定める、②停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近づくことは厳禁とし、周囲への警告を発する、③降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では原則として、停車させないようにする、といった対策を講ずるようにしてください。▶なお、寒冷地では、待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意してください。

新たな化学物質規制

厚生労働省のサイトをチェック



▶国内における化学物質は数万種類あり、化学物質が原因の労働災害やがんなどの遅発性疾患も多く発生しています。▶化学物質による労働災害（がんなど遅発性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは特定化学物質障害予防規則などの対象外であることから、今回、規制対象外の有害な化学物質を主な対象に、新たな規制が行われます。▶**令和5年4月から施行される主な内容は、①～⑫です。**

▶①リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減や労働者からの意見聴取、記録・保存。②皮膚などの健康障害のおそれがある化学物質の製造・取扱時の保護メガネ、不浸透性の保護衣、保護手袋などの使用。③衛生委員会での化学物質の管理状況の調査審議。④がんなど遅発性疾患の把握時の医師からの意見聴取、労働局長あて報告。⑤リスクアセスメント結果と措置内容の関係労働者への周知、記録・保存。⑥リスクアセスメント対象物のうち、がん原生物質の作業歴の記録・保存。⑦職長等教育を行うべき業種拡大（食料品製造業、新聞業・出版業・製本・印刷物加工業）。⑧SDSの[人体に及ぼす作用]の定期確認・更新、更新時のSDS通知先通知。⑨ラベル表示対象物の別容器での保管時の内容物名称、危険性・有害性情報の伝達。⑩化学物質製造・取扱設備の改修等の注文者が行うべき措置対象設備の拡大。⑪化学物質管理水準が一定以上と労働局長が認定した場合の特別規制の適用除外。⑫作業環境測定やばく露防止対策等が適切な場合の該当化学物質に係る特殊健康診断の実施頻度の緩和。